

軽自動車税の税率変更

◇原付・二輪車・小型特殊自動車等
 税制改正により、平成二十八年度から、税率を次のとおり変更します。

▼原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税率

種 別		年 額	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付 自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
ポートトレーラー		2,400円	3,600円

◇軽三輪車・軽四輪車

平成二十七年四月一日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両から、次のとおり税率を変更します。また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して十三年を経過した車両については、重課税率となります。

▼軽三輪車・軽四輪車の税率

種 別		年 額			
		平成27年3月31日までに新規登録をした車	平成27年4月1日以降に新規登録をした車	新規登録後13年を経過した車(重課税率)	
軽自動車三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

なお、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までに新規登録した軽三輪車・軽四輪車で、次の表に該当する場合は、平成二十八年度の税率を軽減します。(グリーン化特例)

▼グリーン化特例対象車

種別	対象車	内 容
軽乗用車	電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減)	税率を概ね75%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減
軽貨物車	電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減)	税率を概ね75%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

3 4 ▼問合せ 税務課課税係 ☎28・24

家庭教育相談

家庭教育相談を次のとおり行います。申込みは不要です。事前予約をしていただくこともできます▼と き 一月十三日(水)午前十時〜午前十一時三十分▼ところ 役場三階 会議室四▼申込資格 町内在住で高校生以下のお子様をお持ちの方▼問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28・0396

キョウチクトウにご注意を

キョウチクトウは、常緑低木の植物です。全国的には街路樹などに利用さ

れています。しかし、花や根を含む全ての部分に強い毒性を有しているため、口にしないようご注意ください。生木を燃やした煙も有毒です。



▼問合せ 総務課企画財政・情報係 ☎28・0913

地域包括支援センター 運営協議会委員公募

地域包括支援センターの適切な運営と公正かつ中立性の確保を図るため、運営協議会委員を公募します。

- ▶応募条件 本町在住の20歳以上の方で、平日の昼間に開催する運営協議会に参加できる方
- ▶募集人数 1人(応募者多数の場合は抽選)
- ▶任 期 2年
- ▶応募方法 地域包括支援センターに設置してある応募用紙に必要事項を記入して応募してください。郵送、ファクス、電子メールでも受け付けます。①住所②氏名③職業④生年月日⑤電話番号⑥応募理由を記入の上、お申し込みください。
- ▶締 切 1月22日(金)
- ▶問 合 せ 地域包括支援センター
☎28・0932 FAX 28・0061
メール houkatu@town.toyoyama.lg.jp